

これからオンライン資格確認の導入をされる方へ

■ まずは、顔認証付きカードリーダーをお申し込みください！



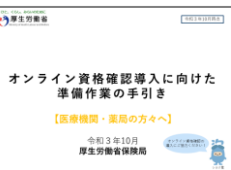
これからオンライン資格確認を導入される方は、「医療機関等向けポータルサイト」へのアカウント登録を行い、同サイトより**ご希望の顔認証付きカードリーダーをお申し込みください。**

顔認証付きカードリーダーの機種・概要はこちらから



？
どの製品を選べばよいかわかり悩みの際は、レセプトコンピュータの導入等でお取引のあるシステム業者に相談ください。

■ 導入に向けた準備は「準備作業の手引き」をご参照ください



顔認証付きカードリーダーを申し込んだ後は、**システム業者へのご連絡や各種申請手続きが必要となります。**詳しくは「準備作業の手引き」をご確認いただき、手順に沿って導入準備を行ってください。
(左の二次元バーコードよりアクセスいただけます)

オンライン資格確認導入に向けた準備作業の手引き

■ 運用開始の準備ができたなら、「運用開始日」の登録を行ってください！

オンライン資格確認導入に関する手続き・各種申請は医療機関等向けポータルサイトで！

ポータルサイトでできること

- ・ 顔認証付きカードリーダー申込
- ・ オンライン資格確認利用申請
- ・ 補助金申請
- ・ 『準備作業の手引き』等ダウンロード

お問合せ先：オンライン資格確認等コールセンター

✉ contact@iryohokenjyoho-portalsite.jp
☎ 0800-0804583 (通話無料) 月～金 8:00～18:00
(いずれも祝日を除く) 土 8:00～16:00

AIチャットボットの「シカク」です。
24時間いつでも疑問に答えます！



AIチャットボット「シカクくん」



医療機関ポータル

検索

オンライン資格確認を運用開始
していない医療機関・薬局の皆様へ

令和3年12月

オンライン資格確認導入で できること

現在利用できる機能や今後の機能拡大予定をご紹介します



詳しくは次のページへ！

オンライン資格確認の「本格運用」が始まりました

本格運用開始に伴う留意事項

- ・ 健康保険証とシステムとで情報が異なった場合は、システム上の情報が原則正しいと判断することになります。
- ・ 薬剤情報について、9月診療分のレセプトから閲覧を開始しました。

補助金交付の申請は令和5年6月30日まで受け付けています

- ・ 補助金交付の申請は、本格運用開始後も引き続き医療機関等向けポータルサイトに受付けています。
- ・ **令和5年3月31日までに補助対象事業を完了させ、令和5年6月30日までに申請をお願いいたします。**

厚生労働省等では、導入状況等を踏まえ、国民向けに「**受診する際、マイナンバーカードで受付できる医療機関・薬局かどうか事前に確認して下さい**」と周知広報を行います。



Change, Challenge, Chance

社会保険診療報酬支払基金

Health Insurance Claims Review & Reimbursement Services



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

オンライン資格確認でできること

オンライン資格確認を導入すると、「何が便利になるのか」「今後はどんなことができるのか」といった疑問がありますか？
今回は現在利用できるオンライン資格確認の機能や、オンライン資格確認の今後の機能拡大予定をご紹介します。

受付業務が便利に！

■ 健康保険証の情報で即座に資格確認



レセプトコンピュータ上で患者の健康保険証の保険者番号・被保険者証記号・番号・生年月日の情報を入力することで、即座に資格の有効性や患者情報の確認を行うことができます。（レセプトコンピュータの改修についてはシステムベンダーにご相談願います。）
また、取得した資格情報・患者情報で、そのまま患者の登録を行うことができます。

■ マイナンバーカードで更に多くの情報を自動取得

マイナンバーカードを用いた場合、保険者番号や被保険者証記号・番号・枝番・生年月日等の情報も入力することなく取得できるため、窓口での入力業務負担が更に軽減されます。



更に詳しい利用方法・実際の事例はこちらの動画をご覧ください！

データに基づいた診療が可能に！

オンライン資格確認を導入すると患者の持参したマイナンバーカードでの同意のもと、薬剤情報・特定健診等情報の閲覧ができるようになり、より多くの情報を元にした診療や服薬指導を行うことができます。

■ 薬剤情報の閲覧

9月診療分のレセプト（医科・歯科・調剤・DPC）から抽出を開始し、**3年間分(※)の薬剤情報が閲覧可能**になりました。

※：令和3年9月診療分から積み上げます。

■ 特定健診等情報の閲覧

特定健診等情報閲覧では、**令和2年度分から順次登録された5年間分の情報が閲覧可能**です。

薬剤情報の
サンプルデータはこちら



特定健診情報の
サンプルデータはこちら



オンライン資格確認は 今後のデータヘルスの基盤となります

今後拡大予定の機能（医療機関・薬局・訪問看護ステーションにおける機能）

医療扶助の医療券・
調剤券の連携

電子処方箋の
仕組み構築



訪問業態・オンライン
診療等における
オンライン資格確認
の実現

閲覧できる
医療情報の拡大

受付・事務に係る機能

■ 医療扶助の医療券・調剤券の連携

現在対象になっていない生活保護受給者に対する医療扶助の医療券・調剤券も対象にするなど順次対象を広げていきます。（令和5年度中）

■ 訪問業態等及びオンライン診療等におけるオンライン資格確認（実現に向け検討中）

診療業務に係る機能

■ 電子処方箋の仕組み構築

紙の受け渡しが無くとも薬局で調剤が出来、薬剤情報共有のリアルタイム化(重複投薬の回避)等も可能となります。（令和5年1月以降予定）

■ 閲覧できる医療情報の拡大

手術、移植、透析、医療機関名といった項目が対象となる予定です。（令和4年夏を目処）